◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2021年8月21日から施行する。ただし、第27条及び第29条の改正規定は2021年5月27日から適用し、別表第6号の2中一般財団法人札幌市交通事業振興公社にかかる改正規定は2020年4月1日から適用する。

東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則

現行

(中略)

(Suica 特別車両券の発売等)

- 第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則<u>第 59 条の 2</u>の規定(ただし、 第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限ります。)を準用し、Suica 特別 車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗 車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。
- 2 Suica 特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額を IC カード乗車 券に電子的に記録することにより発売します。
- 3 Suica 特別車両券に適用する特別車両料金は、旅客規則第 130 条第 1 項第 2 号ハの(イ)の a 又は同条同項同号ハの(ロ)の a に定める額とします。
- 4 Suica 特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、IC カード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。
- 5 Suica 特別車両券は、発売当日から有効となるものに限り発売します。

(中略)

(IC 運賃の計算経路等)

第29条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第68条第1項 第1号、同条第2項、同条第4項第1号及び第2号、第69条第1項第 2号から第5号、第70条、第71条、第86条第1号、第2号及び第10 号並びに第87条の規定を準用します。

東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則

改正

(中略)

(Suica 特別車両券の発売等)

- 第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則<u>第 58 条第 1 項第 2 号ロ</u>の規定 (ただし、第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限ります。)を準用し、 Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。
- 2 Suica 特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額を IC カード乗車 券に電子的に記録することにより発売します。
- 3 Suica 特別車両券に適用する特別車両料金は、旅客規則第 130 条第 1 項第 2 号ハの(イ)の a 又は同条同項同号ハの(ロ)の a に定める額とします。
- 4 Suica 特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、IC カード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。
- 5 Suica 特別車両券は、発売当日から有効となるものに限り発売します。

(中略)

(IC 運賃の計算経路等)

第29条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第68条第1項 第1号、同条第2項、同条第4項第1号及び第2号、第69条第1項第 2号から第5号、第70条<u>第70条の2第2項(同条第1項第1号から第3号及び第5号にかかるものに限ります。)</u>、第71条、第86条第1号、第2号及び第10号並びに第87条の規定を準用します。

現行		改正
(中略)		(中略)
別表第6号(第59条) ICカード乗車券が利用できる 鉄道会社名 北海道旅客鉄道株式会社 札幌市交通局 仙台空港鉄道株式会社 (略) IRいしかわ鉄道株式会社 福岡市交通局 (略)	交通事業者(鉄道)	別表第6号(第59条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者(鉄道) 鉄道会社名 北海道旅客鉄道株式会社 札幌市交通局 一般財団法人札幌市交通事業振興公社 仙台空港鉄道株式会社 (略) IR いしかわ鉄道株式会社 四日市あすなろう鉄道株式会社 福岡市交通局 (略)
		(以下略)